

# 第32回 総会議事録

日 時 令和4年12月13日(火) 13時15分  
場 所 山形市庁舎 10階 1002会議室

山形市農業委員会

# 総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草薙 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鍵水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
欠	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
欠	17	工藤 篤	
欠	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
欠	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

# 第32回総会（定例）

日 時：令和4年12月13日（火）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 1002会議室

山形市農業委員会

## 第32回総会（定例）次第

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

### 4 議 事

議第139号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第140号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第141号 農用地利用集積計画について

議第142号 令和5年度農作業賃金・機械利用料金標準について

### 5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の提出について

(7) 農地法第5条の規定による許可について

(8) 農地法第5条の規定による許可について（県知事許可）

### 6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和5年1月13日（金）

(2) 次回の委員調査について 令和5年1月11日（水）

## 7 その他

- (1) 令和5年度山形市賃借料情報について
- (2) 次期 農業委員等の選任等について

## 8 閉 会

## 第32回総会議事録

(令和4年12月13日(火) 市庁舎10階 1002会議室)

出席委員 20名  
 欠席委員 4名  
 開 会 午後1時15分

事 務 局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、本日は、15番新関委員、17番工藤委員、18番佐藤幸悦委員、20番推名委員 から欠席の連絡を受けております。</p> <p>欠席委員数4名、出席委員数20名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は第1ブロックから清水推進委員、第2ブロックから齊藤稔推進委員、第3ブロックから池野推進委員、第4ブロックから森谷推委員が出席しております。</p> <p>山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	(開会) 及び (あいさつ)
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、5番今野委員、6番丹野委員にお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第139号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>議第139号農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>なお、11月の定例総会で判断保留となった62号、63号案件については、「申請農地と官地を含む隣接土地との境界」を明らかにすること。「農地が計画通り利用できる」と認められなかった土地の状況」について11月に調査にあたった委員に確認のうえ改善すること。</p> <p>以上について、指摘事項を解決次第、連絡をもらって審査を進め</p>

	<p>ることを伝えており、今回は、議案に記載しておりません事を報告いたします。</p> <p>それでは、議案書の2ページをお願いします。</p> <p>このたびは64号から68号までの5件で、農地の所在地、借受人・譲受人、貸出・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。</p> <p>64号は出羽地区漆山の畑について、所有権移転による経営拡張です。委員調査をお願いしております。</p> <p>65号と66号は大郷地区成安の畑について、10月の総会で宅地等と一体的に利用しなければ利用が困難な農地として指定した農地を実測・分筆して2件の譲受けです。委員調査をお願いしております。</p> <p>67号は飯塚地区飯塚の畑1,751㎡について、破産者所有の全農地2筆を破産管財人が裁判所の許可を得て競売事件とせず、任意で譲渡すもので、譲受人が所有権を取得しカボチャを栽培します。</p> <p>68号は千歳地区落合町の畑469㎡について、親子間の部分受贈で、キュウリ、トマトなどハウス栽培を行います。</p> <p>以上の5件につきまして、許可相当と考えております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>なお、説明は簡潔にお願いしたいと思います。</p> <p>64号について14番梅津委員から報告をお願いします。</p>
<p>梅津委員</p>	<p>14番梅津です。64号についてですが、申請人、申請地は議案書記載のとおりです。譲受人は本人の他に[ ]がおります。それぞれ農業従事日数は[ ]です。現在、[ ]在住で、[ ]にある土建会社を経営しておりますが、令和4年3月の定例総会及び令和4年10月の定例総会でも3条の許可を受けておりますが、その隣接地も購入し、バナナやニンニク、ネギ等を栽培し経営拡張したいとので申請に至りました。バナナについては現在ハウスでの栽培を試している状況でして、農機具所有状況については全く問題ありません。ただし今後、周辺の人達や農家に相当に注意深く見られることになるので、栽培について頑張っしてほしいと申し添えました。調査の結果、許可相当と判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に65号・66号について9番丸子委員より報告願います。</p>
<p>丸子委員</p>	<p>9番丸子です。65号・66号について、申請人、申請地は議案書記載のとおりです。この申請地については令和4年10月の定例総会にて下限面積の指定の承認がなされ、令和4年10月18日付け下限面積の変更の告示にて、3条に必要な下限面積を0.1aと定めたものです。それぞれ65号と66号の申請人が購入の希望をしたため、今回の申請になったものです。現在もそれぞれの申請人が、半分ずつ分</p>

	<p>けて家庭菜園として耕作しているものであり、隣接地の雑種地も半分にかけて購入する予定です。売買価格は65号が■■■■円。10a当たり■■■■円です。66号も■■■■です。申請後は農地として利用する以外にない旨を話、その他の用途に利用する場合には許可が必要である旨注意させていただきました。今回の申請人が購入し耕作する以外ないため、調査の結果許可相当と判断いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。  ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。  無いようですのでお諮りします。議第139号について許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員異議なしと認め、議第139号農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決めます。  次に進みます。  議第140号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。  それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。議長。  議案書の3ページ、議第140号農地法第5条の規定による許可申請についてをお願いします。  案件は4ページの29号から5ページの33号までの5件で、位置図等詳しくは6ページからになります。  はじめに、6ページをご覧ください。  29号は、楯山地区下柳の田3,064㎡で、駐車場の設置です。  3,000㎡を超え、山形県農業委員ネットワーク機構の意見を聞くことになるため、別紙の参考資料も併せて確認をお願いします。  委員調査をお願いしています。  7ページをご覧ください。  30号は、■■■■から■■■■に位置する本沢地区菅沢の畑493㎡で、1種農地と判断されます。借人は、■■■■に■■■■が生まれ育った実家近くに戸建住宅の建築を計画し、実家に隣接する■■■■所有の当該農地と併せて、建築許可の接道要件を満たすため、実家の宅地を借り受け、一般住宅を建築しようとするものです。  8ページをご覧ください。  31号は、楯山地区十文字の畑8,220㎡で、倉庫・事務所の建築です。  3,000㎡を超え、山形県農業委員ネットワーク機構の意見を聞くことになるため、別紙の参考資料も併せて確認をお願いします。  委員調査をお願いしています。  9ページをご覧ください。</p>

	<p>32号は、[ ]から[ ]に位置する千歳地区栄原の畑295㎡で、2種農地と判断されます。</p> <p>借人は、[ ]で市内の[ ]に住まいしていますが、[ ]の成長に伴い手狭となったことから、[ ]千歳地区で[ ]に近く、将来、両親の面倒を見ることが可能な距離にある当該農地を両親から借受け、一般住宅を建築しようとするものです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>33号は、[ ]から[ ]に位置する本沢地区長谷堂の畑265㎡で、1種農地と判断されます。</p> <p>借人は、[ ]を営む法人ですが、[ ]の[ ]に資材置場や車両スペースを設置してきました。事業拡大に伴い新たに事業資材置場とトラック3台分の駐車スペースを確保するため、事務所に近い当該農地を借受け、事業資材置場及び駐車場を設置しようとするものです。</p> <p>以上の5件につきまして、許可相当と考えております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>29号について、13番梅津委員 から報告をお願いします。</p>
梅 津 委 員	<p>13番梅津です。29号についてご報告いたします。申請人、申請土地については、議案書に記載のとおりです。申請人は市内で[ ]を営む法人で、[ ]に本社を置き、主に[ ]の[ ]の仕入れ部門をしております。現在借用している駐車場の期限が迫っていることと規模拡大に伴う雇用予定の従業員用の駐車場が必要になったため、この度譲渡人より承諾が得られたので申請に至ったものです。被害防除計画は、汚水・生活雑排水は出ません。雨水は地下浸透です。開発許可は不要であり、東部土地改良区からの意見書も確認しております。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に31号について、9番丸子委員 から報告をお願いします。</p>
丸 子 委 員	<p>9番丸子です。31号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書に記載のとおりです。申請人は主に[ ]を営む法人で、本社は[ ]にあります。[ ]では[ ]に事務所及び倉庫を借用して事業をしております。近年取引量が増えたことから倉庫を増設し更なる事業拡大を計画したものの現在の敷地内では新たに倉庫を建てるスペースがないため、新たに用地を取得し倉庫を新設することにしたものです。この度交通事情が良い申請地を譲渡人より承諾が得られたため、申請に至りました。被害防除計画は、汚水・生活雑排水が公共下水道。雨水は地下浸透ですが浸透側溝を設置。開発許可の見込みがあり、最上川中流土地改良区からの意見書も出ております。以上、調査の結果、許可相当と判断</p>

議 長	<p>いたしましたので、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。無いようですのでお諮りします。</p> <p>議第 140 号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、第 140 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p> <p>議第 141 号農用地利用集積計画について、上程します。</p> <p>なお、議案には 1 番安達委員に関する案件がありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、総会では参与を控えていただきます。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>議案書の 11 ページをご覧ください。</p> <p>議第 141 号農用地利用集積計画についてです。</p> <p>この度は、農地中間管理事業による借入れがありますので、中間管理機構の借り入れと分けて集計しております。</p> <p>はじめに、農地中間管理事業 以外の分について説明します。</p> <p>12 ページをご覧ください。</p> <p>1 利用権設定について、</p> <p>(1) 地目別設定面積(2) 作物別設定面積の内訳は記載のとおりです。</p> <p>契約期間別では、3 年未満が 1 筆、3 年以上 6 年未満が 8 筆、6 年以上 10 年未満が 3 筆、10 年以上が 19 筆です。面積は計 69,544 m<sup>2</sup>です。</p> <p>2 所有権移転について、</p> <p>右上の地目別設定面積の内訳は記載のとおりで、計 13,822 m<sup>2</sup>です。</p> <p>利用権設定の内訳は、13 ページの 54 号から 15 ページの 73 号まで 20 件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>所有権移転の内訳は、16 ページの 3 号から 7 号の 5 件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>次に、農地中間管理事業による借入れ分について、</p> <p>17 ページをご覧下さい。</p> <p>1. 利用権設定について、</p> <p>(1) 地目別設定面積(2)作物別設定面積の内訳は記載のとおりです。</p> <p>契約期間別では、3 年以上 6 年未満が 14 筆、10 年以上が 126 筆です。面積は計 313,590 m<sup>2</sup>です。</p> <p>このたびは、山形県の農地中間管理機構である「公益財団法人やまがた農業支援センター」が借り受けと同時に貸し付けを行うもので、内訳は、18 ページから 30 ページの 60 件で、内容は記載のとおり</p>

	<p>りとなっています。</p> <p>申請件数は 60 件ですが、所有者と実質的な借受人の貸し借りは 34 件です。</p> <p>農地中間管理事業分は、山形市農業振興協議会の農地中間管理事業部会で審議したマッチング案に基づき作成したもので、地域の合意により定められた担い手等を選定している状況です。</p> <p>農用地利用集積計画の公告日は、12 月 26 日（月）の予定です。</p> <p>以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>無いようですので、お諮りします。議第 141 号について、適当であると認めることに異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、第 141 号 農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決めます。</p> <p>次に進みます。</p> <p>議第 142 号令和 5 年度農作業賃金・機械利用料金標準について、上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>別冊資料の 6 ページをご覧ください。令和 4 年度の他市町村の状況一覧となっております。</p> <p>7 ページをご覧ください。今年度ご協力いただいた実態調査の結果となります。</p> <p>提出件数は 82 件でした。提出率 68.3%で提出率は昨年より高くなっています。</p> <p>8 ページは、実態調査の 3 年分の結果となります。</p> <p>実態調査は 7 ページ 8 ページとも、最高値最低値をカットして平均を算出しております。</p> <p>9 ページをご覧ください</p> <p>他産業労賃についてです。1 日 8 時間当たりの大工・左官・土工・林業関係の労賃です。</p> <p>下段に、山形県最低賃金を掲載しています。</p> <p>令和 4 年 10 月 6 日より時間額は 854 円となり、1 日 6,832 円となりました。</p> <p>10 ページをご覧ください。</p> <p>山形市消費者物価指数ですが、令和 2 年を 100 の基準として表わされております。</p> <p>11 ページをご覧ください。</p> <p>上段記載の、燃料価格の推移につきましては、「1 月から 10 月までの価格の平均値を算出し、その数字を基に定めることとする。」、との申し合わせにより、平均値での算出となっております。</p>

	<p>昨年と比べましてガソリンは 158 円から 176 円と 18 円上昇、軽油は 141 円から 158 円と 17 円上昇、灯油は 90 円から 107 円と 17 円上昇しております。</p> <p>変動率が 5 % を超えているのがありますので籾乾燥（全乾）は変更が必要です。軽油免税は令和 3 年 4 月 1 日から 3 年間延長されております。</p> <p>以上で令和 5 年度山形市農作業賃金・機械利用料金標準案についての説明を終わります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。</p>
草 刈 委 員	<p>8 番草刈です。機械利用料金について、今回の説明でも十分とはいえないと思います。特に草刈りの料金について物価や燃料が高騰している時期に改訂がないというのはどうなっているのか。早急に決定するのではなく、もう少し内容を確認して結論を出したほうが良いと思います。</p>
議 長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事 務 局	<p>今回の資料にて、判断基準としては全てになりますが、燃料費等については、再度調査を行い、来月の総会にて再度お諮りしたいと思っております。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。</p> <p>それではお諮りします。議第 142 号農作業賃金・機械利用料金については、来月、再度審議することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第 142 号農作業賃金・機械利用料金について、来月、再度審議することと決めます。</p> <p>これで議事を終了します。</p> <p>次に、報告事項について、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>先に議案書を送付しておりますので、報告事項（1）から（8）まで、案件名と件数を読み上げさせていただきます。</p> <p>33 ページから</p> <p>報告事項（1）、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、30 件を受理しております。</p> <p>52 ページから</p> <p>報告事項（2）、農地法第 4 条届出書の受理について、5 件を受理しております。</p> <p>55 ページから</p> <p>報告事項（3）、農地法第 5 条届出書の受理について、5 件を受理</p>

	<p>しています。</p> <p>58 ページから 報告事項（4）、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について 15 件を受理しています。</p> <p>60 ページから 報告事項（5）、農地改良届出書の受理について、2 件を受理しています。</p> <p>なお、15 号については、61 ページに記載の 8 号案件取下げに関して、届出人の錯誤があったことから、変更の届出があったものです。</p> <p>62 ページから 報告事項（6）、農地改良完了報告書の受理について、8 件を受理しています。</p> <p>65 ページから 報告事項（7）農地法第 5 条の規定による許可について、4 件の許可証を交付しています。</p> <p>67 ページから 報告事項（8）県知事許可に係る農地法第 5 条の規定による許可について、1 件の許可がなされ当事者に許可証を交付しています。 報告事項は以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p> <p>はい。議長。 次回の定例総会は、令和 5 年 1 月 13 日 金曜日に開催予定です。 委員調査について、調査日が 1 月 11 日 水曜日の予定です。 調査委員は、14 番小松委員、15 番新関委員にお願いしたいと思います。件数が多い場合などは 16 番 金子委員にもお願いする場合がございます。 事務局からは以上です</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、7 のその他について事務局よりお願いします。 （1）令和 5 年度山形市賃料情報について （2）次期 農業委員等の選任等について （資料に基づき説明する。）</p>
<p>議 長</p>	<p>他に皆さんからありませんか なにもなければ、これで第 3 2 回総会を終了します。ご苦労様でした。 （閉会午後 3 時 0 7 分） 以下余白</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員